

確認事項に対する回答（人事院）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	人事院 職種別民間給与実態調査
質問	1 各統計調査を実施するための予算額（平成 28 年度、29 年度） ※予算額は支出項目別（人件費、統計調査員手当、職員旅費等含む）の内訳、 動員人員数）
<p>（回答）</p> <p>職種別民間給与実態調査は、人事院と人事委員会が共同で行っており（調査員数約 1,100 人）、人事院において計上している予算額は以下のとおりである。</p> <p>※ 人事委員会において計上している予算額については把握していない。</p> <p>○予算額（人事院一般会計）</p> <p>平成 28 年度 7,553 千円：職員旅費 4,365 千円、庁費（印刷製本費）3,188 千円</p> <p>平成 29 年度 7,254 千円：職員旅費 4,066 千円、庁費（印刷製本費）3,188 千円</p> <p>※ 人件費については、職員が職務の一環として行っているため、予算額として算定することは困難である。なお、調査は、調査のノウハウを習得した人事院職員（約 400 人）が従事することで、効率的に実施している。</p>	

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	人事院 職種別民間給与実態調査
質問	2 各統計調査の結果の利活用の実績（官民双方における利活用の内容、年間利活用数）
<p>（回答）</p> <p>人事院は、職種別民間給与実態調査の結果を基に、毎年8月、国会及び内閣に対し、給与に関する勧告・報告を行っており、これに基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、一般職国家公務員の給与が改定されている。</p> <p>毎年の勧告・報告の資料に加え、人事院のホームページ等において、職種別学歴別の平均初任給月額、職種別年齢階層別の4月分平均支給額、給与改定の状況、諸手当の支給状況等の民間給与の状況について詳細に公表している。</p> <p>※ 人事院勧告は、直接的には一般職国家公務員（行政執行法人の職員等を除く27.5万人）を対象としているが、特別職国家公務員や地方公務員等の給与がこれに準拠しているほか、多くの独立行政法人や特殊法人、国立大学法人等の職員の給与や病院、社会福祉施設等の従業員の給与にも影響（600万人程度）を及ぼしている。</p>	

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	人事院 職種別民間給与実態調査
質問	3 各統計調査を実施する上で、3省庁が同じ企業に対して、複数回調査しなくて済む重複回避のための取組実施の有無。有の場合、その内容（例えば、事業所母集団データベースを活用し、標本対象の調整を実施等）。無しの場合、その理由。
<p>(回答)</p> <p>有</p> <p>(取組内容)</p> <p>統計法第27条の規定に基づき決定された「事業所母集団データベース運用管理規程」(平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官(統計基準担当)決定)の「第7 重複是正の事務手続」において、国税庁や厚生労働省の調査を含めた政府統計全体で調査対象事業所が重複することを回避するための措置を講じることとされており、職種別民間給与実態調査においても、重複回避措置を行った上で調査対象事業所を選定している。</p>	